平成２８年（フ）第９７号
山梨県南アルプス市百々616番地３
債務者　中澤　美貴
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
山梨県山梨市水口1797番地　松土方、前住所大阪府大阪市東住吉区桑津１丁目12番27号
債務者　小林　　純
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
山梨県甲府市羽黒町1490番地34　羽黒一戸建103
債務者　髙田　　光
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｃ－42
債務者　佐藤　達雄
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
兵庫県高砂市米田町塩市225番地
債務者　奥平　由香（旧姓留岡）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５４号
兵庫県姫路市家島町宮1635番地93
債務者　大野　元也
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８４号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目17番９号グループリビングてのひら２－Ｃ
債務者　一橋　　昇
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９０号
兵庫県赤穂郡上郡町岩木甲587番地２　翔上郡202
債務者　大森　綱紀
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０３号
奈良県桜井市大字粟殿422番地の２
債務者　奥埜　藏三
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１４号
奈良市大宮町４丁目270番地の４　ハイツ新大宮608号
債務者　加川　大治
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２７号
広島県東広島市八本松町米満309番地１　メゾン片山Ｂ303号
債務者　進藤　裕司
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４６号
広島市中区舟入中町３番７－803号
債務者　上杉　恵美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１号
福岡県小郡市小郡2223番地６　ガーデンヒルズⅡ103号、前住所福岡県小郡市祇園１丁目７番地２　402号室
債務者　毛利　隆輝
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３２号
鹿児島県薩摩郡さつま町永野143番地５
債務者　平　　文哉
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿3490番地４
債務者　瀬戸口吉照
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
鹿児島県鹿屋市田崎町2221番地31
債務者　田代　球志
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番５号ミルフローラハイツ303号
債務者　古川　　恵（旧姓東山）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部